ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　次の⑴又は⑵に掲げる事業場の区分に応じ、当該⑴又は⑵に定める者

⑴　原動機を対象とする分解整備を行う事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）又は二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者

⑵　原動機を対象とする分解整備を行わない事業場　検定規則の規定による一級自動車整備士（総合）若しくは二級自動車整備士（総合）の技能検定に合格した者又は検定規則の規定による自動車車体・電子制御装置整備士の技能検定に合格した者であつて国土交通大臣が定める講習を修了した者

八・九　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、同項第三号の者が第一項第七号本文に規定する者に該当することを証する書面を添付しなければならない。

ハ　分解整備及び電子制御装置整備を行う事業場　一級の自動車整備士の技能検定に合格した者又は一級二輪自動車整備士若しくは二級の自動車整備士の技能検定に合格した者であつて電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了した者

八・九　（略）

２　（略）

３　前項の届出書には、同項第三号の者が一級若しくは二級の自動車整備士の技能検定（第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場にあつては、一級の自動車整備士の技能検定（一級二輪自動車整備士の技能検定を除く。）に限る。）に合格したこと又は電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習を修了したこと（前項第三号の者が第一項第七号ロ及びハに掲げる事業場の統括管理業務を行う場合に限る。）を証する書面を添付しなければならない。